



# アレクシアの海外人材事業



弊社は主に以下の2つの事業を行っております（次ページ以降、詳細にご説明させていただきます）。

## 高度人材派遣事業



高度人材といわれる在留資格「技術・人文知識・国際業務」に関する海外人材を中心に、求職者と日本の企業様とのマッチングを図り、日本の人材不足解消（特に建設）に貢献します。

## 特定技能事業



日本の労働力不足解消を目指し開設された「特定技能制度」を活用し、日本での就労を望む外国人材を、幅広く日本の企業に紹介し、支援業務を行っていきます。

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から  
 （注2）介護、ビルクリーニング、素材形産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

当社は、この二つの分野の外国人人材に特化し、事業を展開しております。



高度人材派遣事業



専門学科を  
卒業し

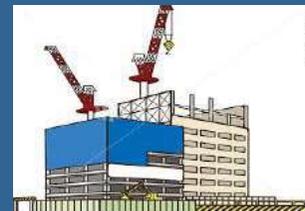
海外4年制大学の  
建築・土木学科卒業

社会人経験  
を経て

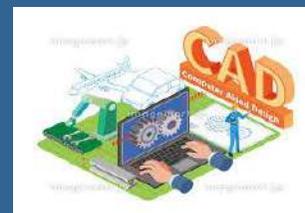
地元建設関係企業就職  
Or  
国内建設関係企業就職

日本語会話  
も出来る

日本語能力検定が  
N3レベル以上



ゼネコン



設計事務所



建材メーカー



設備会社



オフィス什器  
メーカー

会社名	場所	従業員数	派遣人員	種別	出身国	派遣単価
K建設（中国支社）	広島県	8,000人 （全社）	4	施工 管理	インドネシア	¥2,950/h
N社	東京都	2,000人	12	施工 管理	ミャンマー	¥2,800/h
K設計事務所	香川県	29人	4	設計	モンゴル	¥2,800/h
Y建設工業	広島県	30人	3	施工 管理	モンゴル	¥2,700/h
M土木	兵庫県	25人	1	施工 管理	ベトナム	¥2,700/h



大手総合建設会社様から中小の専門事業社様まで、**施工管理と設計**に関わるエンジニアを派遣しております。

我が国はこれまで多くの業界においてその労働力を**技能実習生**と**留学生**に依存してきました。技能実習生や留学生の本来の目的は、我が国に滞在し、学術・技術などを学ぶことです。つまり、**就労を目的とした在留資格ではありません**。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

厚生労働省：技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(原文)



そんな背景の中、法務省主導のもと2019年の4月より、新たに特定技能制度が創設されました。下記の**建設**を含めた12分野において、**就労目的で働く事が可能**になりました。深刻化する人材不足に対応するため、今後ますます広がり期待される就労ビザです。

<b>建設</b>	<b>製造3分野</b>	<b>介護</b>	<b>造船</b>	<b>航空</b>	<b>宿泊</b>
ビルクリーニング	食料品製造	自動車整備	外食業	農業	漁業

受入機関は特定技能外国人に対して業務が安定・円滑に行えるよう以下の**義務的支援10項目を実施するよう国から求められております**。受入機関は支援計画の実施を登録支援機関に委託することができます。

当社では以下の内容を実施することは勿論、この10項目以外に**外国人への“精神的サポート”が最も重要**であると考えております。5年間継続して勤務できるようサポートしてまいります。

## ①事前ガイダンス



業務内容、日本で可能な活動や待遇、各種生活支援内容について事前に本人へ伝える

## ②出入国する際の送迎



空港と受入企業様または住居間の送迎と出国時の保安検査場前までの同行

## ③居住確保と生活に必要な契約支援



口座開設、航空券手配、転入等の行政手続き、携帯電話開通、各種ライフライン開設案内など

## ④生活オリエンテーション



円滑に社会生活を営めるように日本のルールやマナー、公的機関の利用方法などを説明

## ⑤日本語学習機会の提供



日本語教室などの入学案内、日本語学習教材の情報提供

## ⑥公的手続きの同行



市役所

必要に応じて住居地での公的手続き、社会保険、税などの手続きの同行や書類作成の補助

## ⑦相談窓口の開設



相談または苦情への対応。生活や健康面など様々な悩みに対応

## ⑧日本人との交流促進



自治会などの地域住民との交流の場や地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助など

## ⑨転職支援



外国人の責めに帰すべき事由によらず契約解除される場合の転職支援

## ⑩定期的な面談



支援責任者などが外国人およびその上司との定期的に(3カ月に1回以上)面談を行い、労基法違反があれば通報する

会社名	場所	従業員数	人員	出身国	種別
T工業	福岡県	50	3	インドネシア	設備区分 (とび)
E建設	兵庫県	80	5	モンゴル	建築区分 (鉄筋施工)
A設備	神奈川県	40	2	ベトナム	設備区分 (配管)
M土木工業	埼玉県	30	1	ミャンマー	土木区分 (型枠施工)
S工務店	千葉県	15	3	ベトナム	建築区分 (建築大工)



中小規模の建設・土木・設備業社様からご依頼を受け、**ご紹介、及び、支援業務**を行っております。